◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
①特物契第1096号　②特物契第1097号
③特物契第1098号　④特物契第1099号
⑤特物契第1100号　⑥特物契第1101号
⑦特物契第1102号　⑧特物契第1103号
⑨特物契第1104号　⑩特物契第1105号
⑪特物契第1106号　⑫特物契第1107号
⑬特物契第1108号　⑭特物契第1109号
⑮特物契第1110号　⑯特物契第1111号
⑰特物契第1112号

1　掲載日
令和７年３月19日（号外政府調達第50号）

2　取消内容
８ページ２段目23行目「④特物契第1099号」を削除する。
８ページ２段目37行目「④　重油買入５回目約150ＫＬ」を削除する。
８ページ３段目13行目「④　令和７年８月５日」を削除する。
９ページ１段目17行目「④　令和７年６月17日17時00分」を削除する。
９ページ１段目36行目「④　令和７年７月９日17時00分」を削除する。
９ページ２段目９行目「④　令和７年７月10日13時30分」を削除する。
９ページ３段目22、23行目「④　5th contract : Marine Diesel Fuel A, about 150KL」を削除する。
９ページ４段目７行目「④　5. Aug 2025」を削除する。
10ページ１段目13行目「④　17 : 00, 9 Jul 2025」を削除する。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年７月１日
国立大学法人東京科学大学
理事長　大竹　尚登

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13
○湯島地区第１号

1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　東京科学大学（湯島）Ａ棟６階手術室改修Ⅱ期工事
⑶　工事場所　東京都文京区湯島１－５－45　東京科学大学湯島地区構内
⑷　工事概要　本工事はＡ棟６階手術室の内装改修等を工事範囲外の手術室を供用しながら行うものである。
なお、本工事に関連する電気設備工事及び機械設備工事は別途発注される予定である。
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和９年３月31日（水）まで。
⑹　本工事は、工事の施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」並びに「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。
⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号)」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。)及び技術提案書の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格者（以下「単体」という。)又は次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。)であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、発注者から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人東京科学大学契約事務取扱規程第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和７・８年度の文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し、「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち、代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
⑷　単体または共同企業体の各構成員は、平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した「次の㋐㋑㋒㋓の基準を満たす建物の新築、増築又は改修工事」を施工した実績を有すること。なお、改修工事の場合、改修延べ面積が施工規模の条件を満たしていること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。
㋐　建物用途　病院
㋑　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物
㋒　施工規模　新築、増築又は改修した延床面積が900㎡以上
㋓　工種　建築一式工事（内装工事を含むこと）
⑸　工事全般の施工計画に対する技術的所見が適切であること。
⑹　単体及び共同企業体の各構成員にあっては、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者を言う。
・１級建築士
・国土交通大臣特別認定者
②　平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る)。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑤　本工事において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う際の要件については、入札説明書を参照すること。
⑺　共同企業体にあっては、次の要件を満たすものであること
①　すべての構成員が、建設業法上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。
②　構成員の数が、２又は３であること。
③　結成方法は、自主結成であること。
④　構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑤　代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。
⑻　申請書、資料及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人東京科学大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照)。)
⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑿　建設業法施行規則第18条の２に定める経営事項審査を受審していること。
⒀　下記ＵＲＬに示す誓約書を提出している者であること。また、上記誓約書を提出していない者は、申請書及び資料の提出期限までに提出できる者であること。
（URL　https://www.tmd.ac.jp/for-business/procurement/procurement_601e69a8b4b59_601e6deebc3d9_/)